

令和7年10月27日

第28回村上市農業委員会会議録

第28回村上市農業委員会総会を令和7年10月27日午後1時30分村上市神林支所3階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番	石山章	3番	菅原隆雄
4番	高橋大亮	7番	斎藤博
9番	阿部正一	10番	佐藤昌夫
14番	田村昭一	16番	加藤孝平
17番	佐藤健吉	18番	大倉毅
19番	富樫与志栄	20番	富樫あゆみ

2. 欠席委員は次のとおりである。

2番	大野章	5番	遠山和孝
6番	遠藤俊樹	8番	稲葉浩之
11番	板垣栄一	12番	船山寛
13番	島田幸男	15番	佐藤裕介

3. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農用地利用集積等促進計画に関する意見書の交付について
議案第5号 令和7年度村上市賃借料情報（案）について
議案第6号 令和8年度農業施策等に関する意見書（案）について
その他

4. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長 高橋
事務局 次長 中村
事務局 副参事 園部

高橋局長

ただいまから第28回村上市農業委員会総会を開催いたします。

それでは、本日の欠席委員を報告します。本日の欠席委員は8名です。議員番号2番、大野章委員、議席番号5番、遠山和孝委員、議席番号6番、遠藤俊樹委員、議席番号8番、稲葉浩之委員、議員番号11番、板垣栄一委員、議席番号12番、船山 寛委員、議員番号13番、島田幸男委員、議席番号15番、佐藤裕介委員、よって本日の出席委員は12名であり、村上市農業委員会会議規則第6条により、在任委員の過半数の出席がありますので、本日の総会は成立いたします。

また、本日の議案の説明員として本間賢二推進委員にも出席をしていただいておりますので、併せてご報告をいたします。

それでは、開会に当たりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

石山会長

挨拶（略）

高橋局長

ありがとうございました。

それでは、議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、石山会長よりお願いをいたします。

石山会長

日程3の議事録署名委員の選出についてお諮りいたします。議長に一任いただければ幸いですが、いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

石山会長

異議なしと認め、第28回村上市農業委員会定例総会議事録署名委員には、議席番号17番、佐藤委員、議席番号18番、大倉委員のお二方をお願いいたします。

（両委員了承）

石山会長

日程4の報告、報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について報告を願います。

中村次長

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について報告いたします。

番号1、申請人、〇〇〇〇、土地につきましては1筆、269平米。申請事由としましては、申請地は20年以上耕作しておらず、現在は雑種地化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、番号2、申請人、〇〇〇〇、土地につきましては1筆、1,781平米。申請事由としましては、申請地は40年以上耕作しておらず、現在は雑種地化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、番号3、申請人、〇〇〇〇、土地につきましては1筆、307平米。申請事由としま

しては、申請地は20年以上耕作しておらず、現在は雑種地化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、番号4、申請人、〇〇〇〇、土地につきましては14筆、5,806平米。申請事由としましては、申請地は20年以上耕作しておらず、〇〇〇〇は山林化しており、それ以外の土地は雑種地化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、番号5、申請人、〇〇〇〇、土地につきましては1筆、15平米。申請地は30年以上耕作しておらず、現在は雑種地化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、番号6、申請人、〇〇〇〇、土地につきましては1筆、227平米。申請地は20年以上耕作しておらず、現在は雑種地化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、番号7、申請人、〇〇〇〇、土地につきましては14筆、5,474平米となっております。申請事由としましては、申請地は20年以上耕作しておらず、現在雑種地化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

(位置説明省略)

報告は以上です。

石山会長

今ほど報告のあった件につきまして、ご質問等ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

(発言する者なし)

石山会長

ないようでありますので、報告は以上といたします。

日程5の議題、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。事務局、説明してください。

園部副参事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして説明をいたします。

今月は、賃貸借1件、贈与が2件、売買が2件、合わせて5件です。

それでは、番号1番、賃借権の設定です。貸人、〇〇〇〇、借人、〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積1,781平米のうち356平米、期間は5年間、全面積で〇〇〇〇円です。

続きまして、番号2番からは贈与の案件です。番号2番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積244平米、契約の種別、所有権の移転(贈与)。譲渡人は現在独り暮らしで、今後農業をする予定もないことから、申請地に隣接して自宅があり、現在管理をお願いしている譲受人に贈与をするものです。

続きまして、番号3番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田1筆、地積177平米、契約の種別、所有権の移転（贈与）。現在機構により貸借の契約をしている譲受人に贈与をするものです。

続きまして、番号4番からは売買案件です。番号4番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田2筆、畑1筆、地積合計1,711平米、契約の種別、所有権の移転（売買）、対価〇〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円です。

続きまして、番号5番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、畑2筆、地積合計467平米、契約の種別、所有権の移転（売買）、対価〇〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円です。

（位置説明省略）

以上で場所の説明を終わります。説明いたしました5件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお祈りいたします。

石山会長

今ほど説明のあった件につきまして質疑に入ります。

9番、阿部委員。

阿部正一委員

9番、阿部ですが、この番号2の〇〇〇〇さん、この方、特老に入所しているんでないかと思うんですが、特老の入所の場合、住所が変わってくると思うんですが、住所は変わらないのか。〇〇〇〇に入所していると思うが。別の人なのか分からないが。

園部副参事

今の現住所につきましては、〇〇〇〇で間違いないかと思われまます。

阿部正一委員

〇〇〇〇にいないのだが。

（短期入所の声あり）

阿部正一委員

短期入所なんてありえない。その場合、住所を移すことになると思うが。

園部副参事

長期入所の場合は住所を移すと思います。

阿部正一委員

移すよね。長期入所でなくて、特老に入る場合はみんな移すと思うが。

たしかに短期入所はそうではないと思うが。

阿部正一委員

特老は、短期入所はないと思うが。

阿部正一委員

本人はずっと入所しているんだけど。

(事務局に代わってよろしいですかの声あり)

石山会長

はい、お願いします。

園部副参事

今ほど阿部委員の質問ですが、通常はやはり長期入所した場合は住所を特老に移さなければなりません。短期で、私の義理の兄貴も今短期で「〇〇〇〇」に入所しています。短期は、基本的には週に1度帰るとか、月に何回は帰るとかというのが原則だそうですが、ほとんどの方が居なりにいる方が多いということです。まずそれが1点。

今ほどの質問について、短期に入所しているか、長期に入所しているか分かりませんので、それは確認していただくというようなことをさせていただきたいと思います。

阿部正一委員

いや、〇〇〇〇の施設に、入所している。だから、市報で回ってきますよ。市報に出てきているわけだ。向こうは三から四年、この人はうちに帰るなんて言うことはあり得ねないと思うんだが、独り暮らしだから。

(住所を確認しての声あり)

阿部正一委員

だから、住所だけはこれ確認してもらいたいなと思って聞いています。短期入所だとかは必要でないと思うんだが。

以上です。

石山会長

ほかにないでしょうか。

(発言する者なし)

石山会長

なければ、今の件について確認を願います。その確認まで、議案第1号については保留させていただいて、次、議案第2号に移らせていただきます。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局より説明願います。

中村次長

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

今日は1件です。

申請人、〇〇〇〇、土地につきましては1筆、266平米、転用目的は住宅建築敷地、農地区分は

第2種農地、備考としましては、申請者はこのたび住宅の建築を検討し、利便性等から申請地を最適と考え、転用を申請するものです。なお、申請地は集落内に位置し、公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。木造2階建て1棟、建築面積96.25平米、全体計画といたしましては雑種地を含めて550.32平米となっております。

(位置説明省略)

説明は以上です。

石山会長

それでは、転用に係る現地調査をしていただいておりますので、報告を願います。

推進委員6番、本間委員。

本間賢二推進委員

6番の推進委員、本間です。朝日地域では、農地法第4条の申請がありました案件について、10月7日に現地調査を実施しましたので、ご報告します。

当日は、午後1時30分に朝日支所において農業委員5名、推進委員6名が出席し、事務局より申請内容について説明を受けた後、現地へ移動し、現地調査を実施いたしました。現地では、申請者である〇〇〇〇氏立会いの下、申請内容について確認を行いました。申請者は、このたび住宅を建築するに当たり、集落内で土地を探していたところ、自分が所有する雑種地とその隣接する申請地とを合わせて住宅を建てるのが位置的にも、大きさ的にも最適であると転用申請したとのことでした。給排水については、上下水道管へ接続し、雨水排水については既設の道路側溝へ接続するとのことでした。また、造成計画はあるものの、L型擁壁を設置することで隣接する農地への土砂の流出を抑える計画となっております。

以上のことから、このたびの転用申請については、朝日地域としては許可すべきものと意見になりました。ご審議のほどよろしく願います。

石山会長

それでは、議案第2号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

石山会長

ないようでありますので、議案第2号については許可することに決定したいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、許可することに決定いたしました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明願います。

中村次長

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書について説明いたします。

今月7件ございますが、3番から7番につきましては砂利採取の同一箇所となっております。

番号1、〇〇〇〇、借人が〇〇〇〇、これは親子です。土地は、2筆、481平米、転用目的は住宅建築敷地、契約は使用貸借となります。農地区分は第2種農地、備考としては、申請者はこのたび住宅の建築を検討し、利便性等から申請地を最適と考え、転用を申請するものです。なお、申請地は集落内に位置し、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。木造2階建て1棟、建築面積81.56平米、カーポート1棟、建築面積18平米となります。

続きまして、番号2、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、土地は、3筆、622平米、転用目的は住宅建築敷地、契約は売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円です。農地区分は第2種農地、備考としては、申請者はこのたび住宅の建築を検討し、利便性等から申請地を最適と考え、転用を申請するものです。なお、申請地は集落内に位置し、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。木造2階建て1棟、建築面積86.95平米、カーポート1棟、建築面積22.09平米となります。

続きまして、番号3、貸人、〇〇〇〇、借人が〇〇〇〇です。土地は、1筆、5,006平米、転用目的は砂利採取、契約は賃貸借、10アール当たり対価が〇〇〇〇円です。農地区分は農振農用地にある農地、備考としては、一時転用、利用期間は許可の日から令和9年4月15日、全体計画は20,083平米、うち農地が20,051平米です。関係者は6名です。

続きまして、4番、貸人が〇〇〇〇、借人は3番と一緒にです。1筆、2,111平米、転用目的以降は3番と同じですので、省略いたします。

続きまして、番号5、貸人、〇〇〇〇、借人は3番と一緒にです。土地は、1筆、2,906平米、転用目的以降は3番と同じです。

番号6、貸人が〇〇〇〇、借人は3番と一緒にです。土地は、1筆、5,003平米、転用目的以降は3番と同じです。

番号7、貸人が〇〇〇〇、借人は3番と一緒にです。土地は、1筆、5,025平米、転用目的以降は3番と一緒にです。

(位置説明省略)

説明は以上でございます。

石山会長

転用に係る現地調査を実施していただいておりますので、議案番号1番につき報告を願います。

18番、大倉委員。

大倉 毅委員

18番、大倉です。農地法第5条申請の番号1番について、10月8日に現地調査を実施いたしましたので、報告いたします。

当日は、午前9時に神林支所において農業委員4名、推進委員3名が出席し、事務局より申請内容について説明を受けた後、現地へ移動し、現地調査を実施いたしました。現地では、申請者である〇〇〇〇氏立会いの下、申請内容について確認を行いました。申請者は、貸人と借人は親子であり、借人の〇〇〇〇氏はこのたび住宅を建築するに当たり、生まれ育った集落内で土地を探していたところ、実家裏の父が所有する農地が場所的にも理想的であると考え、転用申請したとのことでした。給排水については、実家の上下水道管へ接続し、雨水排水については地下浸透で対応するとのことでした。

以上、現地調査の結果から、地域としては委員全員で許可すべきものとの意見になりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

石山会長

続いて、議案番号2番について調査報告をお願いします。

推進委員6番、本間委員。

本間賢二推進委員

推進委員の6番、本間です。朝日地域では、農地法第5条、番号2の案件につきまして、4条申請と同日に現地調査を実施しましたので、報告いたします。

現地では、申請者の父である〇〇〇〇氏立会いの下、現地調査を実施いたしました。申請者は、このたび住宅を建築するに当たり、自宅の敷地での建築を計画していましたが、希望する面積を確保できなかったため、集落内で土地を探すことにしたところ、自宅の向かいにある農地が位置的にも、面積的にも最適であると考え、転用を申請したとのことでした。申請地の造成計画はなく、給排水については上下水道管へ接続し、雨水排水については既設の道路側溝へ接続するとのことでした。

以上のことから、このたびの転用申請については、朝日地域としては許可すべきものとの意見になりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

石山会長

続いて、議案番号3番から7番までについて現地調査の報告を願います。

議席番号4番、高橋委員。

高橋大亮委員

議席番号4、高橋です。このたび申請のありました農地法第5条の転用申請のうち、番号3から7につきまして、先月の9月10日に現地調査を実施しましたので、報告します。

当日は、午前8時半より荒川支所において農業委員3名、推進委員3名が参加し、事務局より

申請内容について説明を受けました。この案件につきましては、8月の農地利用計画の変更に関わる意見書の交付の際に現地調査を実施しましたので、今回は書類審査のみとしております。書類審査では、意見書の交付からの変更について確認したところ、変更箇所はないとのことでした。また、輸送体制の見直しの理由について確認しましたところ、孵卵施設において生産が縮小になったことに伴い、輸送効率を考え、大型車両を荒川へ移動することになったとのことであり、荒川孵卵場の生産規模等を拡大するものではないとのことでした。

以上のことから、地域としては委員全員で許可すべきものとの意見になりました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

(違うの声あり)

石山会長

報告したやつが別の調査報告のようですので、これも議案第3号については暫時一旦保留にさせていただきます。

それでは、先ほど9番の阿部委員から質問のあった議案第1号に戻ります。

先ほどの質問について、事務局より回答願います。

園部副参事

それでは、先ほどの阿部委員からのご質問ということでご説明をさせていただきます。

住所のほうにつきましては、やはり〇〇〇〇ということで間違いはございませんでした。あと、福祉のほうに今確認してきましたところ、平成30年にグループホームには入所しているということでしたが、住所のほうは変えても変えなくてもいいということで、こちらの〇〇〇〇さんにつきましては、住所変更をしていないということでした。

以上でございます。

石山会長

阿部委員、よろしいですか。

阿部正一委員

はい。

石山会長

ほかに議案第1号についてご質問、ご意見ありましたら願います。

(発言する者なし)

石山会長

ないようでありますので、議案第1号については許可することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、許可することに決定いたしました。

保留していましたが議案第3号については、いましばらく保留させていただき、議案第4号 農用地利用集積等促進計画に関する意見書の交付について、事務局から説明願います。

園部副参事

議案第4号 農用地利用集積等促進計画に関する意見書の交付につきまして説明いたします。

今月は、使用貸借の設定が8件、賃貸借の設定が49件、合わせて57件です。それでは、番号1番から使用貸借の設定です。番号1番、出し手、〇〇〇〇、受け手、〇〇〇〇、土地の表示、〇〇〇〇、地目、田1筆、地積957平米、利用権等の種別、使用貸借による権利の設定、期間は10年間、改良区費は貸人負担です。

以降、番号8番までが使用貸借の設定です。

続きまして、番号9番からは賃貸借の設定です。番号9番、出し手、〇〇〇〇、受け手、〇〇〇〇、土地の表示、〇〇〇〇、地目、田ほか1筆、地積合計2,271平米、利用権等の種別、賃借権の設定、期間は10年間、10アール当たり〇〇〇〇円、改良区費は貸人負担です。

以降、番号57番までが賃借権の設定です。

今回のこの貸し借りにつきましては、〇〇〇〇集落の地域集積協力金の関係の貸し借りです。

以上で説明を終わります。

石山会長

それでは、議案第4号については私議事に参与できませんので、佐藤健吉副会長に議長を交代し、退席させていただきます。お願いします。

(1番 石山 章君退席)

佐藤委員（農地調整部会長）

それでは、会長に代わりまして私のほうから進行させていただきます。

議案第4号 農用地利用集積等促進計画に関する意見書の交付について、今説明あったとおり、番号1番から番号57番までについて審議に入ります。

それでは、ただいま申し上げた1番から57番までについてご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

9番、阿部委員。

阿部正一委員

9番、この利用権等の受ける者の名前の4文字目、全部消えている。文字が消えているのか。画面で見えないのだが。

佐藤委員（農地調整部会長）

事務局、確認してください。

園部副参事

見えにくいのは外字のようです。こちら細い字体になっています。

阿部正一委員

古い昔の字。外字か。そうそう。読めない。拡大すれば見える。

1件1件拡大しないとね。わかりました。

佐藤委員（農地調整部会長）

タブレットの字の見え方について、また事務局のほうでよく確認していただき、今回はよろしいでしょうか。

ほかにございませんか、意見、ご質問。

（発言する者なし）

佐藤委員（農地調整部会長）

それでは、しばらくして意見、質問がないようでありますので、1番から57番まで、利用権の設定は適当であるとしての意見書を交付してよろしいでしょうか。伺います。どうでしょうか。

（異議なしの声多数）

佐藤委員（農地調整部会長）

異議なしと認め、番号1番から番号57番まで承認し、利用権の設定は適正であるとして意見書を交付します。

（1番 石山 章君着席）

佐藤委員（農地調整部会長）

会長、1番から57番まで利用権の設定は適当であるとして意見書を交付することといたしました。

石山会長

それでは、保留していました議案第3号について再開いたします。

現地調査の報告をお願いいたします。

高橋大亮委員

すみません。先ほどと同じで、9月10日に現地調査を実施しました。番号3番から7番の案件につきまして、〇〇〇〇さん立会いの下、現地調査を実施しました。申請者は、現在同地区内において3か所の砂利採取を行っておりますが、コンクリート素材や路盤材としての使用の注文が続いており、新たに1か所砂利採取を行う必要になったとのことです。申請者は現在も作業を行っておりますが、地域住民や農業者などからの苦情はなく、また道路の傷んだ箇所はその都度補修も行っていることを確認しております。しかし、現在実施している現場内において雑草が生い茂っている箇所も見受けられたことから、草刈りや除草など、現場の管理の徹底を指導し、併せて大型車の運行には引き続き注意するよう指導しました。

以上から、地域としては委員全員で許可すべきものとの意見になりました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

石山会長

それでは、議案第3号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

9番、阿部委員。

阿部正一委員

9番、阿部ですが、今の件、9月10日に現地調査しているわけです。今の事案、9月にかかる予定が、10月になった理由があるようであれば、その理由を教えてください。

高橋大亮委員

先月申請予定でしたが、申請者から取下げ申請が提出されました。改良区さんと市長の意見書、それがまだ下りていなかったようです。手続が間に合わないということで、〇〇〇〇さんから取下げの申請が上がってきたことから、先月議案書には載っていたんですけど、落とすことになりました。

以上です。

石山会長

阿部委員。

阿部正一委員

分かりました。

石山会長

ほかにないでしょうか。

(発言する者なし)

石山会長

ほかにないようでありますので、議案第3号につき許可することに決定したいと思います、いかがでしょうか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第5号 令和7年度村上市賃借料情報(案)について議題といたします。

事務局より説明願います。

園部副参事

議案第5号 令和7年度村上市賃借料情報の案につきまして説明いたします。

こちらの賃借料情報は、毎年公表している情報ですが、表の中間より下のほうに丸で囲んだと

ころがありますが、そちらを御覧ください。期間は、令和6年6月から令和7年5月までに農業委員会で決定、公告された農用地利用集積計画から算出したものです。上段の数字につきましては、金額を集計したものです。下の括弧内の数字は、物納数を集計したものです。算出結果は四捨五入して、100円単位で計上しています。地域名は、裏に記載されたとおりです。ご審議のほどよろしく申し上げます。

説明は以上です。

石山会長

議案第5号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

石山会長

ないようでありますので、議案第5号については承認することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、令和7年度村上市賃借料情報(案)については原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第6号 令和8年度農業施策等に関する意見書(案)について議題といたします。

事務局、説明してください。

高橋局長

令和8年度農業施策等に関する意見書ととして一旦データで送らせていただきましたが、一部修正を加えましたので、本日配布の資料をご覧ください。

今回の意見につきましては、5つ大きな柱として記載をしてあります。順を追って説明をいたします。1番が地域農業を守るための整備ということで、①、担い手への農地の集積・集約化の促進、中身についてはほぼ変わっておりませんので、省略いたします。②が新たな担い手(法人を含む)や雇用確保体制の強化、③が農地基盤整備の促進。めくっていただきまして、大きい2番が農業経営・担い手育成対策の強化、①として米価の安定に向けた取組、②が「岩船米」の高品質・良食味米の安定生産に向けた指導の強化、③が耕畜連携による循環型農業の促進。大きい3番が有害鳥獣からの農作物を守る支援策の強化で、①が有害鳥獣による農作被害の軽減対策、②が捕獲個体の処理や有効活用の検討。大きな4番目がスマート農業の活用と栽培技術の推進、①としてスマート農業の支援強化、②として新たな農業技術の導入の推進。最後に、5番目に業務の簡素化と組織体制の見直し、①が農業負担の軽減、めくってもらって②が農業部門の組織体制の見直しというこの5つの柱で今月の29日に市長並びに議長さんのほうに意見書を出していく予定となっております。

内容につきまして以上になります。

石山会長

取りまとめいただいた斎藤部会長、補足ありますか。よろしいですか。

斎藤 博委員（農政振興部会長）

はい。

石山会長

それでは、議案第6号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。

（発言する者なし）

石山会長

ないようでありますので、議案第6号につきましても承認することに決定いたしました。

準備した議案は以上になりますが、皆様方から議案としてその他についてありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

（発言する者なし）

石山会長

事務局、何かありますか。よろしいですか。

（発言する者なし）

石山会長

ないようでありますので、日程5の議題について、またその他について以上といたします。

引き続き、協議、連絡事項に入りたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（異議なしの声多数）

石山会長

それでは、協議、連絡事項に入ります。

・協議、連絡事項ほか

時に午後2時25分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

令和7年10月27日

村上市農業委員会

会 長

同議事録署名委員

委 員

委 員